（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第五条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百六十九　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）

（行政不服審査法施行令の一部改正）

第六条　行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第八号中「第七十八条第一項」の下に「（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第二十九条において準用する場合を含む。）」を加える。

附　則

この政令は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）の施行の日（令和六年十月二十三日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
総務大臣　村上誠一郎
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律関係手数料令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百十六号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律関係手数料令

内閣は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第三十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第三十九条の規定により同条各号に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、次の表のとおりとする。

納付しなければならない者	金　額
一　法第十二条第一項の承認を受けようとする者	次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ　ロに掲げる者以外の者　次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　処理容積（圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。）が千万立方メートル以上の設備　六百四十万六千円（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同法第三条第八号に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあっては、六十四万六千円）

(2)　処理容積が百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備　三十九万五千八百円（電子申請等による場合にあっては、三十九万五千三百円）

(3)　処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備　二十五万六千六百円（電子申請等による場合にあっては、二十五万六千百円）

(4)　処理容積が十万立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備　十六万千九百円（電子申請等による場合にあっては、十六万千五百円）

(5)　処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備　十二万八千五百円（電子申請等による場合にあっては、十二万八千円）

(6)　処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備　九万五千百円（電子申請等による場合にあっては、九万四千六百円）

(7)　処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備　七万八千四百円（電子申請等による場合にあっては、七万七千九百円）

(8)　処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備　六万千六百円（電子申請等による場合にあっては、六万千二百円）

(9)　処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備　三万三千二百円（電子申請等による場合にあっては、三万二千八百円）

ロ　移動式製造設備（高圧低炭素水素等ガス（法第十二条第一項に規定する高圧低炭素水素等ガスをいう。以下同じ。）の製造（同条第三項に規定する製造をいう。以下同じ。）のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高圧低炭素水素等ガスの製造をする者　次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　処理容積が千万立方メートル以上の設備　十万六千二百円（電子申請等による場合にあっては、十万五千八百円）

(2)　処理容積が五百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備　八万六千七百円（電子申請等による場合にあっては、八万六千三百円）